

# 上越市物価高騰支援金の 受付を開始します。

コロナ禍における原油価格や物価の高騰の影響により、収益が減少している事業者を対象に、令和2年度と令和3年度の付加価値率※の差に応じて、最大100万円を給付する「上越市物価高騰支援金」の受付を開始します。

## 制度概要

$$\text{※付加価値率} = \{ \text{収入総額} - (\text{費用総額} - \text{人件費}) \} \div \text{収入総額} \times 100$$

### 【1】給付要件

- ・現に継続して事業・営業を行っている市内に事業所を有する中小企業、個人事業主、公益法人等で支援金給付後も事業を継続する意思がある者 等

### 【2】付加価値率減少の要件

- (1) 令和2年度と令和3年度の付加価値率を比較して、令和3年度の付加価値率が10ポイント以上下回ること
- (2) 差が10ポイント未満であった場合は、令和2年度又は令和3年度付加価値率と各月（令和4年2月、3月、4月又は5月の各月のいずれか）付加価値率を比較して、各月付加価値率が10ポイント以上下回ること

### 【3】支援金の額

$$\text{※売上原価等} = \text{費用総額} - \text{人件費}$$

付加価値率の減少割合 (R2付加価値率－R3付加価値率)	令和2年度の売上原価等が2,500万円以下であること	令和2年度の売上原価等が2,500万円超5,000万円以下である場合	令和2年度の売上原価等が5,000万円超である場合
10ポイント以上 20ポイント未満	10万円	20万円	30万円
20ポイント以上 30ポイント未満	20万円	25万円	50万円
30ポイント以上	30万円	50万円	100万円

※ただし、売上原価等が表中の支援金の額を下回る場合は、売上原価等の金額を支援金の額とします。  
 ※また、【2】の(1)において支援金の額が定まった場合にあっては、【2】の(2)において異なる支援金の額となった場合であっても、【2】の(1)を支援金の額とします。

### 【4】申請期限

令和4年10月31日（月）消印有効

## 制度の詳細・お問合せ

申請書類・詳細等は市HPをご確認ください。

お問合せ先：上越市物価高騰支援金コールセンター 025-524-0257

※コールセンターは、7月19日（火）の午前9時からの開設となります。

